

公害特定施設届出の手引き

恵庭市生活環境部

ゼロカーボン推進室脱炭素推進課

令和 5 年 4 月

目次

1-1.特定施設とは	・・・	1
1-2.本マニュアルについて	・・・	1
2.特定施設一覧		
(1)ばい煙発生施設	・・・	2
(2)粉じん発生施設	・・・	5
(3)ダイオキシン発生施設	・・・	7
(4)水質特定施設	・・・	10
(5)騒音発生施設	・・・	18
(6)振動発生施設	・・・	21
(7)悪臭発生施設	・・・	23
(8)騒音・振動規制区域図	・・・	24
3.騒音規制法に関する届け出		
(1)新たに特定施設を設置する場合	・・・	25
(2)既存の施設が新たに特定施設として指定された場合	・・・	25
(3)設置済みの特定施設を変更する場合	・・・	26
(4)事業所の名称、所在地、代表者等に変更があった場合	・・・	27
(5)特定施設の全てを廃止する場合	・・・	27
(6)特定施設を承継する場合	・・・	28
4.振動規制法に関する届け出		
(1)新たに特定施設を設置する場合	・・・	29
(2)既存の施設が新たに特定施設として指定された場合	・・・	29
(3)設置済みの特定施設を変更する場合	・・・	30
(4)事業所の名称、所在地、代表者等に変更があった場合	・・・	31
(5)特定施設の全てを廃止する場合	・・・	31
(6)特定施設を承継する場合	・・・	32
5.北海道公害防止条例に関する届け出		
(1)新たに特定施設を設置する場合	・・・	33
(2)既存の施設が新たに特定施設として指定された場合	・・・	33
(3)設置済みの特定施設を変更する場合	・・・	34
(4)事業所の名称、所在地、代表者等に変更があった場合	・・・	35
(5)特定施設の全てを廃止する場合	・・・	35
(6)特定施設を承継する場合	・・・	36
6.恵庭市公害防止条例に関する届け出		
(1)新たに特定施設を設置する場合	・・・	37

(2)既存の施設が新たに特定施設として指定された場合	．．．	37
(3)設置済みの特定施設を変更する場合	．．．	38
(4)事業所の名称、所在地、代表者等に変更があった場合	．．．	39
(5)特定施設の全てを廃止する場合	．．．	39
(6)特定施設を承継する場合	．．．	40

6.様式集

(1)共通様式		
ア.特定施設届出履歴	．．．	43
イ.事業所別施設一覧	．．．	44
(2)騒音規制法に関する様式		
ア.特定施設設置届出書（様式第 1）	．．．	47
イ.特定施設使用届出書（様式第 2）	．．．	48
ウ.特定施設の種類ごとの数変更届出書（様式第 3）	．．．	49
エ.騒音の防止の方法変更届出書（様式第 4）	．．．	50
オ.氏名等変更届出書（様式第 6）	．．．	51
カ.特定施設使用全廃届出書（様式第 7）	．．．	52
キ.承継届出書（様式第 8）	．．．	53
(3)振動規制法に関する様式		
ア.特定施設設置届出書（様式第 1）	．．．	55
イ.特定施設使用届出書（様式第 2）	．．．	56
ウ.特定施設の種類及び能力ごとの数・特定施設の使用の方法変更届出書 （様式第 3）	．．．	57
エ.振動の防止の方法変更届出書（様式第 4）	．．．	58
オ.氏名等変更届出書（様式第 6）	．．．	59
カ.特定施設使用全廃届出書（様式第 7）	．．．	60
キ.承継届出書（様式第 8）	．．．	61
(4)北海道公害防止条例に関する様式		
ア.騒音発生施設設置（使用・変更）届出書（別記第 9 号様式）	．．．	63
イ.振動発生施設設置（使用・変更）届出書（別記第 10 号様式）	．．．	64
ウ.氏名等変更届出書（別記第 6 号様式）	．．．	65
エ.ばい煙等発生施設使用廃止届出書（別記第 7 号様式）	．．．	66
オ.承継届出書（別記第 8 号様式）	．．．	67
(5)恵庭市公害防止条例に関する様式		
ア.特定施設設置（使用・変更）届出書	．．．	69
イ.ばい煙発生施設の構造及び使用方法、ばい煙の処理方法（別紙 1）	．．．	70
ウ.粉じん発生施設の構造及び使用方法、管理及び処理方法（別紙 2）	．．．	71

エ.汚水等排出施設の構造及び使用方法（別紙 3）	．．．	72
オ.汚水等処理の方法（別紙 3 の 2）	．．．	73
カ.騒音発生施設の構造及び使用方法、防止の方法（別紙 4）	．．．	74
キ.悪臭発生施設の構造及び使用方法、防止の方法（別紙 5）	．．．	75
ク.氏名変更等届出書（別記第 3 号様式）	．．．	76
ケ.特定施設使用廃止届出書（別記第 4 号様式）	．．．	77
コ.特定施設承継届出書（別記第 5 号様式）	．．．	78

1-1.特定施設とは

特定施設とは、著しい騒音、振動又は悪臭等の公害を発生するおそれがあるとして以下の法令で定められた施設（P2 2.特定施設一覧参照）のことをいい、事業者が工場・事業場内に特定施設を設置する場合、管轄する省庁への届出が義務付けられています。

○北海道（石狩振興局）が管轄する法令

- ・ 大気汚染防止法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 北海道公害防止条例（ばい煙、粉じん、悪臭発生施設）

○恵庭市が管轄する法令

- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 北海道公害防止条例（騒音、振動発生施設）
- ・ 恵庭市公害防止条例

1-2.本マニュアルについて

本紙では、上記特定施設のうち恵庭市が届出事務を所管する騒音・振動規制法、北海道公害防止条例の一部施設（騒音・振動発生施設）及び恵庭市公害防止条例について、事業者が行うべき届出の種類や方法等を解説したものです。

なお、その他法令に関する施設については、北海道が管轄となりますので、詳しくは石狩振興局へお問い合わせください。

恵庭市担当窓口

生活環境部ゼロカーボン推進室脱炭素推進課

〒061-1498 恵庭市京町1番地

TEL：0123-33-3131（内線 1141）

E-Mail：datsutanso@city.eniwa.hokkaido.jp

2.特定施設一覧

(1)ばい煙発生施設

ア.大気汚染防止法によるもの(大気汚染防止法施行令 別表第1)

施設の一覧：以下のとおり

届出先：北海道(石狩振興局)

届出の方法：石狩振興局にご確認ください。

様式：石狩振興局にご確認ください。

施設名	規模・能力
1 ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり50リットル以上であること。
2 水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり50リットル以上であること。
3 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び[か]焼炉(一四の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。
4 金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(一四の項に掲げるものを除く。)	
5 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに一四の項及び二四の項から二六の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が1平方メートル以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
6 金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7 石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8 石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200キログラム以上であること。
8-2 石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6リットル以上であること。
9 窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
10 無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(二六の項に掲げるものを除く。)	
11 乾燥炉(一四の項及び二三の項に掲げるものを除く。)	
12 製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上であること。
13 廃棄物焼却炉	火格子面積が2平方メートル以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であること。
14 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が一時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。

15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30キロアンペア以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設(密閉式のものを除く。)	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上であること。
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100キログラム以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35リットル以上であること。
32	ガソリン機関	

イ.北海道公害防止条例によるもの(北海道公害防止条例施行規則 別表第1(第3条関係))

施設の一覧：以下のとおり

届 出 先：北海道(石狩振興局)

届出の方法：石狩振興局にご確認ください。

様 式：石狩振興局にご確認ください。

施 設 名	規 模 ・ 能 力
1 アンモニア又はアンモニア系肥料の製造の用に供する合成施設	
2 燐 酸 質 肥 料 の 製 造 の 用 に 供 す る ガ ス 洗 浄 施 設 (原料として燐 鉱石を使用するものに限る。)	

3	塩素又はその化合物の製造の用に供する電解施設及び吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、密閉式のものを除く。)	吸収施設にあつては、原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム未満であること。
4	弗素又はその化合物の製造の用に供する吸収施設及び反応施設(密閉式のものを除く。)	弗酸の製造の用に供する吸収施設にあつては、伝熱面積が10平方メートル未満であるか、又はポンプの動力が1キロワット未満であること。
5	硫酸の製造の用に供する亜硫酸ガス冷却洗浄施設及び吸収施設	
6	石油精製又は石油製品の製造の用に供する揮発油、灯油、軽油及び潤滑油洗浄施設並びにガス廃棄施設	
7	コークスの製造の用に供する乾りゆう炉及び分離施設(コークス炉からタール及びガス液を分離するものに限る。)	
8	ゴム製品の製造の用に供する熱処理施設	
9	アルミニウム、ニッケル、銅、鉛、亜鉛又は水銀の製錬の用に供する電解炉	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉にあつては、電流容量が30キロアンペア未満であること。

ウ.恵庭市公害防止条例によるもの(恵庭市公害防止条例施行規則 別表第1(第3条関係))

施設の一覧：以下のとおり

届出先：恵庭市

届出の方法：本マニュアルの37～40ページをご確認ください。

様式：本マニュアルの69～78ページに掲載。

施設名		規模・能力
1	ボイラー(熱風炉を含む)	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であること。
2	燃料を使用する施設であつて次に掲げるもの (1) 加熱炉 (2) 溶解炉 (3) 熔融炉 (4) 直火炉 (5) 乾燥炉	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、又は羽口面断面積が0.25平方メートル以上0.5平方メートル未満であること。
3	廃棄物焼却炉	火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか、又は焼却能力が、1時間当たり100キログラム以上200キログラム未満であること。
4	給湯炉	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であること。

(2)粉じん発生施設

ア.大気汚染防止法によるもの(大気汚染防止法施行令 別表第2)

施設の一覧：以下のとおり

届 出 先：北海道(石狩振興局)

届出の方法：石狩振興局にご確認ください。

様 式：石狩振興局にご確認ください。

施 設 名	規 模 ・ 能 力
1 コークス炉	原料処理能力 50t/日以上
2 鉱物・土石の堆積場(鉱物にコークスを含む。以下同じ。)	面積 1,000㎡以上
3 ベルトコンベア・バケットコンベア(鉱物・土石・セメントに用いるものに限り、密閉式は除く。)	ベルト幅 75cm以上 バケットの容量 0.03㎡以上
4 破砕機・摩砕機(鉱物・岩石・セメントに用いるものに限り、湿式・密閉式は除く。)	原動機の定格出力 75kw以上
5 ふるい(鉱物・岩石・セメントに用いるものに限り、湿式・密閉式は除く。)	原動機の定格出力 15kw以上

イ.特定粉じん(アスベスト)に関するもの(大気汚染防止法施行令 別表2の2関係)

施設の一覧：以下のとおり

届 出 先：北海道(石狩振興局)

届出の方法：石狩振興局にご確認ください。

様 式：石狩振興局にご確認ください。

施 設 名	規 模 ・ 能 力
1 解綿用機械	原動機の定格出力 3. 7kw以上
2 混合機	
3 紡織用機械	
4 切断機	原動機の定格出力 2. 2kw以上
5 研磨機	
6 切断用機械	
7 破砕機及び摩砕機	
8 プレス(剪断加工用のものに限る)	
9 穿孔機	
備考	この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。

ウ.北海道公害防止条例によるもの(北海道公害防止条例施行規則 別表第2(第4条関係))

施設の一覧：以下のとおり

届 出 先：北海道(石狩振興局)

届出の方法：石狩振興局にご確認ください。

様 式：石狩振興局にご確認ください。

施 設 名	規 模 ・ 能 力
1 原材料等置場(鉱物・土石の堆積場を除く。)	面積 1,000㎡以上
2 ベルトコンベア・バケットコンベア(密閉式は除く。)	鉱物・土石・セメントの用に供するものにあつては、ベルト幅 75cm未満 バケットの容量 0.03㎡未満
3 破砕機・摩砕機(鉱物・岩石・セメントに用いるものに限り、湿式・密閉式は除く。)	原動機の定格出力 75kw未満
4 ふるい(鉱物・岩石・セメントに用いるものに限り、湿式・密閉式は除く。)	原動機の定格出力 15kw未満

5	分級機(鉱物・岩石・セメントに用いるものに限り湿式・密閉式を除く)	
6	セメントサイロ・セメントホッパー (セメント製品の製造の用に供するものに限り密閉式を除く)	
7	製粉機(食料品の製造の用に供するものに限り密閉式を除く)	原動機の定格出力 7.5kw以上
8	乾式繊維板製造施設・削片板製造施設・チップパー (木材・木製品・家具製造の用に供するものに限り)	チップパーにあつては原動機の定格出力2.25kw以上
9	混合施設・調合施設・包装施設(農薬の製造の用に供するものに限り)	
10	ミキシングロール(ゴム製品の製造の用に供するものに限り)	

エ.恵庭市公害防止条例によるもの(恵庭市公害防止条例施行規則 別表第1-(2))

施設の一覧：以下のとおり

届出先：恵庭市

届出の方法：本マニュアルの37～40ページをご確認ください。

様式：本マニュアルの69～78ページに掲載。

施設名	規模・能力
1 鉱物・土石の堆積場(コークス含む)	面積500㎡～1,000㎡未満
2 石材加工の用に供する施設 (1)切削機 (2)研磨機 (3)ブラスト	原動機の定格出力 0.75kw以上
3 木材加工の用に供する施設 (1)帯のこ盤 (2)丸のこ盤 (3)かんな盤	原動機の定格出力 0.75kw以上
4 綿の製造・再生加工の用に供する施設 (1)カード (2)打綿機	原動力を用いるもの
5 精米機	原動力を用いるもの

(3)ダイオキシン発生施設

ア.大気排出に関するもの(ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第1)

施設の一覧：以下のとおり

届出先：北海道(石狩振興局)

届出の方法：石狩振興局にご確認ください。

様式：石狩振興局にご確認ください。

一 焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が一時間当たり一トン以上のもの
二 製鋼の用に供する電気炉(鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上のもの
三 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの
四 アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が一トン以上のもの
五 廃棄物焼却炉であって、火床面積(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が〇・五平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が一時間当たり五〇キログラム以上のもの

イ.水質に関するもの(ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第2)

施設の一覧：以下のとおり

届出先：北海道(石狩振興局)

届出の方法：石狩振興局にご確認ください。

様式：石狩振興局にご確認ください。

一 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
二 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
三 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
四 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
五 担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
六 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
七 カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
イ 硫酸濃縮施設
ロ シクロヘキサン分離施設

ハ 廃ガス洗浄施設
ハ クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
イ 水洗施設
ロ 廃ガス洗浄施設
九 四―クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
イ ろ過施設
ロ 乾燥施設
ハ 廃ガス洗浄施設
十 二・三―ジクロロ―一・四―ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
イ ろ過施設
ロ 廃ガス洗浄施設
十一 八・十―ジクロロ―五・十五―ジエチルー五・十五―ジヒドロジインドロ[三・ニ―b・三'・ニ'―m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設
ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設
ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設
ニ 熱風乾燥施設
十二 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの
イ 廃ガス洗浄施設
ロ 湿式集じん施設
十三 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
イ 精製施設
ロ 廃ガス洗浄施設
ハ 湿式集じん施設
十四 担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
イ ろ過施設
ロ 精製施設
ハ 廃ガス洗浄施設
十五 別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの
イ 廃ガス洗浄施設

ロ 湿式集じん施設
十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設
十七 フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成六年政令第三百八号)別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
十八 下水道終末処理施設(第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
十九 第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

(4)水質特定施設

ア.水質汚濁防止法によるもの(水質汚濁防止法施行令 別表第1)

施設の一覧：以下のとおり

届 出 先：北海道(石狩振興局)

届出の方法：石狩振興局にご確認ください。

様 式：石狩振興局にご確認ください。

別表第一 (第一条関係)	
一	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設
一の二	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
二	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
三	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
四	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
五	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
六	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
七	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
八	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
九	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
十	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゆう施設

十一	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料処理施設
ロ	洗浄施設
ハ	圧搾施設
ニ	真空濃縮施設
ホ	水洗式脱臭施設
十二	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料処理施設
ロ	洗浄施設
ハ	圧搾施設
ニ	分離施設
十三	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料処理施設
ロ	洗浄施設
ハ	分離施設
十四	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料浸せき施設
ロ	洗浄施設（流送施設を含む。）
ハ	分離施設
ニ	洪だめ及びこれに類する施設
十五	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料処理施設
ロ	ろ過施設
ハ	精製施設
十六	めん類製造業の用に供する湯煮施設
十七	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
十八	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
十八の二	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料処理施設
ロ	湯煮施設
ハ	洗浄施設
十八の三	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	水洗式脱臭施設
ロ	洗浄施設
十九	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	まゆ湯煮施設
ロ	副蚕処理施設
ハ	原料浸せき施設
ニ	精練機及び精練そう
ホ	シルケツト機
ヘ	漂白機及び漂白そう
ト	染色施設
チ	薬液浸透施設
リ	のり抜き施設
二十	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	洗毛施設
ロ	洗化炭施設
二十一	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	湿式紡糸施設
ロ	リントー又は未精練繊維の薬液処理施設
ハ	原料回収施設
二十一の二	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
二十一の三	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
二十一の四	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	湿式バーカー
ロ	接着機洗浄施設
二十二	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	湿式バーカー

ロ	薬液浸透施設
二十三	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料浸せき施設
ロ	湿式バーカー
ハ	碎木機
ニ	蒸解施設
ホ	蒸解廃液濃縮施設
ヘ	チツブ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
ト	漂白施設
チ	抄紙施設（抄造施設を含む。）
リ	セロハン製膜施設
ヌ	湿式繊維板成型施設
ル	廃ガス洗浄施設
二十三の二	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	自動式フィルム現像洗浄施設
ロ	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
二十四	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	ろ過施設
ロ	分離施設
ハ	水洗式破碎施設
ニ	廃ガス洗浄施設
ホ	湿式集じん施設
二十五	削除
二十六	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	洗浄施設
ロ	ろ過施設
ハ	カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
ニ	群青製造施設のうち、水洗式分別施設
ホ	廃ガス洗浄施設
二十七	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	ろ過施設
ロ	遠心分離機
ハ	硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
ニ	活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
ホ	無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
ヘ	青酸製造施設のうち、反応施設
ト	よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
チ	海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
リ	バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
ヌ	廃ガス洗浄施設
ル	湿式集じん施設
二十八	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	湿式アセチレンガス発生施設
ロ	さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゆう施設
ハ	ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設
ニ	アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設
ホ	塩化ビニルモノマー洗浄施設
ヘ	クロロブレンモノマー洗浄施設
二十九	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	ベンゼン類硫酸洗浄施設
ロ	静置分離器
ハ	タール酸ソーダ硫酸分解施設
三十	発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料処理施設
ロ	蒸りゆう施設
ハ	遠心分離機
ニ	ろ過施設

三十一	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
三十二	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
三十三	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
三十四	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のう ち、静置分離器
三十五	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸りゆう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
三十六	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
三十七	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、 分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十 一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設 のうち、蒸りゆう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設 及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール 蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
三十八	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設

ロ 塩析施設
三十八の二 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
三十九 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 脱酸施設
ロ 脱臭施設
四十 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設
四十一 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 洗浄施設
ロ 抽出施設
四十二 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 原料処理施設
ロ 石灰づけ施設
ハ 洗浄施設
四十三 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
四十四 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 原料処理施設
ロ 脱水施設
四十五 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設
四十六 第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 水洗施設
ロ ろ過施設
ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
ニ 廃ガス洗浄施設
四十七 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 動物原料処理施設
ロ ろ過施設
ハ 分離施設
ニ 混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
ホ 廃ガス洗浄施設
四十八 火薬製造業の用に供する洗浄施設
四十九 農薬製造業の用に供する混合施設
五十 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
五十一 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 脱塩施設
ロ 原油常圧蒸りゆう施設
ハ 脱硫施設
ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
ホ 潤滑油洗浄施設
五十一の二 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
五十一の三 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
五十二 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 洗浄施設
ロ 石灰づけ施設
ハ タンニンづけ施設
ニ クロム浴施設
ホ 染色施設
五十三 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 研摩洗浄施設
ロ 廃ガス洗浄施設
五十四 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 抄造施設
ロ 成型機
ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
五十五 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
五十六 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設

五十七	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
五十八	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
五十九	碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
六十	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
六十一	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
六十二	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
六十三	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
六十三の二	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
六十三の三	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
六十四	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
六十四の二	水道施設（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
六十五	酸又はアルカリによる表面処理施設
六十六	電気めつき施設
六十六の二	エチレンオキシド又は一・四・ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
六十六の三	旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
六十六の四	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十六の五	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十六の六	飲食店（次号及び第六十六号の七に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十六の七	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

六十六の八 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十七 洗たく業の用に供する洗浄施設
六十八 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
六十八の二 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
六十九 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
六十九の二 中央卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
六十九の三 地方卸売市場（卸売市場法第二条第四項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）第二条第二号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
七十 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。）
七十の二 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
七十一 自動式車両洗浄施設
七十一の二 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
七十一の三 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設
七十一の四 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置 ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設
七十一の五 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
七十一の六 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
七十二 し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）
七十三 下水道終末処理施設
七十四 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）

イ.北海道公害防止条例によるもの(北海道公害防止条例施行規則 別表第3(第5条関係))

施設の一覧：以下のとおり

届出先：北海道(石狩振興局)

届出の方法：石狩振興局にご確認ください。

様式：石狩振興局にご確認ください。

施設名		規模・能力
1	屎尿施設 (動物の飼養又は収容の用に供する施設に限る)	化製場等に関する法律第9条第1項の規定により知事が指定する区域にあっては豚(生後6か月未満を除く。以下同じ)50頭以上又は鶏(30日未満のひなを除く。以下同じ)5,000羽以上、指定区域以外の区域にあっては豚250頭以上又は鶏10,000羽以上を飼養又は収容する施設であること。
2	木材、木製品又は家具の製造の用に供する湿式ドラムバーガー及び碎木機	

ウ.恵庭市公害防止条例によるもの(恵庭市公害防止条例施行規則 別表第1-(3))

施設の一覧：以下のとおり

届出先：恵庭市

届出の方法：本マニュアルの37～40ページをご確認ください。

様式：本マニュアルの69～78ページに掲載。

施設名		規模・能力
1	し尿施設 (動物の飼養又は収容の用に供する施設に限る)	化製場等に関する法律第9条第1項の規定により知事が指定する区域にあっては豚(生後6か月未満を除く。以下同じ)10頭以上又は鶏(30日未満のひなを除く。以下同じ)1,000羽以上、指定区域以外の区域にあっては豚50頭以上又は鶏2,000羽以上を飼養又は収容する施設であること。
2	自動車用燃料小売業及び自動車整備業の用	自動式以外のものに限る。
3	し尿浄化槽	建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方式により算定した処理対象人員が301人以上501人未満であること
4	原料乳集荷場の洗缶施設	
5	紙製容器製造業の用に供するのり付施設	
6	公衆浴場 (公衆浴場法第1条に規定するものをいう。)	
7	病院(医療法第1条の5に規定するものをいう。)	

(5)騒音発生施設

ア.騒音規制法によるもの(騒音規制法施行令 別表第1)

施設の一覧：以下のとおり

届 出 先：恵庭市

届出の方法：本マニュアルの25～28ページをご確認ください。

様 式：本マニュアルの47～53ページに掲載。

※騒音規制区域内にのみ適用

施 設 名	規 模 ・ 能 力
1 金属加工施設	
イ 圧延機械	原動機の定格出力合計が22.5kw以上のもの
ロ 製管機械	
ハ ベンディングマシン	ロール式のもので原動機の定格出力が3.75kw以上のもの
ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く
ホ 機械プレス	呼び加圧圧力が294KN以上
ヘ せん断機	原動機の定格出力合計が3.75kw以上のもの
ト 鍛造機	
チ ワイヤフォーミングマシン	
リ ブラスト	タンブラスト以外ののもで密閉式は除く
ヌ タンブラー	
ル 切断機	といしを用いるものに限る
2 空気圧縮機・送風機	
3 土石用又は鉱物用の破碎機・摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上
4 織機	原動機を用いるものに限る
5 建設用資材製造機	
イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混合容量0.45m ³ 以上
ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上
6 穀物用製粉機	ロール式のもので原動機の定格出力が7.5kw以上
7 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	
ロ チッパー	原動機の定格出力合計が2.25kw以上のもの
ハ 碎木機	
ニ 帯のこ盤	原動機の定格出力
ホ 丸のこ盤	製材用：15kw以上 木工用：2.25kw以上
ヘ かな盤	原動機の定格出力合計が2.25kw以上のもの
8 抄紙機	
9 印刷機械	原動機を用いるもの
10 合成樹脂射出成型機	
11 鋳型造形機	ジヨルト式のものに限る

イ.北海道公害防止条例によるもの(北海道公害防止条例施行規則 別表第4)

施設の一覧：以下のとおり

届 出 先：恵庭市

届出の方法：本マニュアルの33～36をご確認ください。

様 式：本マニュアルの63～67ページに掲載。

※市内全域に適用

施 設 名	規 模 ・ 能 力
1 金属加工施設	
(1) 圧延機械	原動機の定格出力合計が22.5kw以上のもの
(2) 製管機械	
(3) ベンディングマシン	ロール式のもので原動機の定格出力が3.75kw以上のもの
(4) 液圧プレス	矯正プレスを除く
(5) 機械プレス	呼び加圧圧力が294KN以上
(6) せん断機	原動機の定格出力合計が3.75kw以上のもの
(7) 鍛造機	
2 空気圧縮機・送風機	
3 土石用又は鉱物用の破碎機・摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上
4 建設用資材製造機	
(1) コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混合容量0.45m ³ 以上
(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上
5 穀物用製粉機	ロール式のもので原動機の定格出力が7.5kw以上
6 木材加工機械	
(1) ドラムバーカー	
(2) チッパー	原動機の定格出力合計が2.25kw以上のもの
(3) 碎木機	
(4) 帯のご盤	原動機の定格出力
(5) 丸のご盤	製材用:15kw以上 木工用:2.25kw以上
(6) かなな盤	原動機の定格出力合計が2.25kw以上のもの
7 抄紙機	
8 印刷機械	原動機を用いるもの
9 合成樹脂射出成型機	
10 鋳型造形機	ジョルト式のものに限る

ウ.恵庭市公害防止条例によるもの(恵庭市公害防止条例施行規則 別表第1-(4))

施設の一覧：以下のとおり

届 出 先：恵庭市

届出の方法：本マニュアルの37～40ページをご確認ください。

様 式：本マニュアルの69～78ページに掲載。

※市内全域に適用

施 設 名	規 模 ・ 能 力
1 金属加工施設	
(1) 高速切断機	原動機の定格出力合計が0.75kw以上
(2) 研磨機	
2 空気圧縮機・送風機	原動機の定格出力合計が3.75kw以上7.5kw未満
3 冷凍機	原動機の定格出力合計が7.5kw以上

4	ディーゼルエンジン・ガソリンエンジン (発電機を含む)	原動機の定格出力合計が7.5kw以上 (緊急用を除き固定式のもの)
5	石材加工施設	
	(1) 切削機	原動機の定格出力合計が0.75kw以上のもの
	(2) 研磨機	
	(3) ブラスト	
6	木材加工施設	
	(1) 帯のご盤	原動機の定格出力合計が (製材用)0.75kW以上15kw未満 (木工用・かんな盤)0.75kW以上2.25kw未満
	(2) 丸のご盤	
	(3) かんな盤	
7	綿の製造・再生加工	
	(1) カード	原動機を用いるもの
	(2) 打綿機	
8	缶洗施設	原動機を用いるもの
9	天井走行クレーン・門型走行クレーン	原動機の定格出力合計7.5kw以上
10	精米機	原動機を用いるもの

(6)振動発生施設

ア.振動規制法によるもの(振動規制法施行令 別表第1)

施設の一覧：以下のとおり

届 出 先：恵庭市

届出の方法：本マニュアルの29～32ページをご確認ください。

様 式：本マニュアルの55～61ページに掲載。

※振動規制区域内にのみ適用

施 設 名	規 模 ・ 能 力
1 金属加工施設	
イ 液圧プレス	矯正プレスを除く
ロ 機械プレス	
ハ せん断機	原動機の定格出力合計が1kw以上のもの
ニ 鍛造機	
ホ ワイヤフォーマリングマシン	原動機の定格出力合計が37.5kw以上のもの
2 空気圧縮機・送風機	
3 土石用又は鉱物用の破碎機・摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上
4 織機	原動機を用いるものに限る
5 コンクリート製品製造機械	
イ コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力合計が2.95kw以上のもの
ロ コンクリート管製造機械	原動機の定格出力合計が10kw以上のもの
ハ コンクリート柱製造機械	
6 木材加工機械	ロール式のもので原動機の定格出力が7.5kw以上
イ ドラムバーカー	
ロ チッパー	原動機の定格出力2.2kw以上
7 印刷機械	原動機の定格出力2.2kw以上
8 ゴムの練用又は合成樹脂用ロール機	原動機の定格出力30kw以上(カレンダーロールを除く)
9 合成樹脂射出成型機	
10 鋳型造形機	ジョルト式のものに限る

イ.北海道公害防止条例によるもの(北海道公害防止条例施行規則 別表第5)

施設の一覧：以下のとおり

届 出 先：恵庭市

届出の方法：本マニュアルの33～36をご確認ください。

様 式：本マニュアルの63～67ページに掲載。

※市内全域に適用

施 設 名	規 模 ・ 能 力
1 金属加工施設	
(1) 液圧プレス	矯正プレスを除く
(2) 機械プレス	
(3) せん断機	原動機の定格出力合計が1kw以上のもの
(4) 鍛造機	
(5) ワイヤフォーマリングマシン	原動機の定格出力合計が37.5kw以上のもの
2 圧縮機(冷凍機を除く)	原動機の定格出力が7.5kw以上
3 遠心分離機	原動機の定格出力が3.7kw以上
4 窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破碎機・摩砕機・ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上
5 織機	原動機を用いるものに限る
6 コンクリート製品製造機械	

(1) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力合計が2.9kw以上のもの
(2) コンクリート管製造機械	原動機の定格出力合計が10kw以上のもの
(3) コンクリート柱製造機械	
(4) コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除く)	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの
7 木材加工機械	ロール式のもので原動機の定格出力が7.5kw以上
(1) ドラムバーカー	
(2) チッパー	原動機の定格出力2.2kw以上
8 印刷機械	原動機の定格出力2.2kw以上
9 ゴムの練用又は合成樹脂用ロール機	原動機の定格出力30kw以上(カレンダーロールを除く)
10 合成樹脂射出成型機	
11 鋳型造形機	ジヨルト式のものに限る

(7)悪臭発生施設

ア.北海道公害防止条例によるもの(北海道公害防止条例施行規則 別表第6)

施設の一覧：以下のとおり

届出先：北海道(石狩振興局)

届出の方法：石狩振興局にご確認ください。

様式：石狩振興局にご確認ください。

施設名	規模・能力
1 (1) 動物の飼養又は収容の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 飼料施設 (ロ) 屎尿施設 (2) 肥料の製造の用に供する鶏ふん乾燥施設	化製場等に関する法律第9条第1項の規定により知事が指定する区域にあつては豚(生後6か月未満を除く。以下同じ)50頭以上又は鶏(30日未満のひなを除く。以下同じ)5,000羽以上、指定区域以外の区域にあつては豚250頭以上又は鶏10,000羽以上を飼養又は収容する施設であること。
2 てん菜糖の製造の用に供する廃液貯りゅう沈殿施設	
3 飼料又は肥料(化学製品を除く。)の製造の用に供する原料置場、蒸解施設、分離施設濃縮混合施設及び乾燥施設	
4 でん粉の製造の用に供する廃液貯りゅう沈殿施設	
5 パルプ、紙又は紙加工品の製造の用に供する蒸解施設(ブロータンクを含む。)、薬液回収施設及び廃液貯りゅう沈殿施設	
6 ゴム製品の製造の用に供する熱処理施設及び焼却施設	

イ.恵庭市公害防止条例によるもの(恵庭市公害防止条例施行規則 別表第1-(5))

施設の一覧：以下のとおり

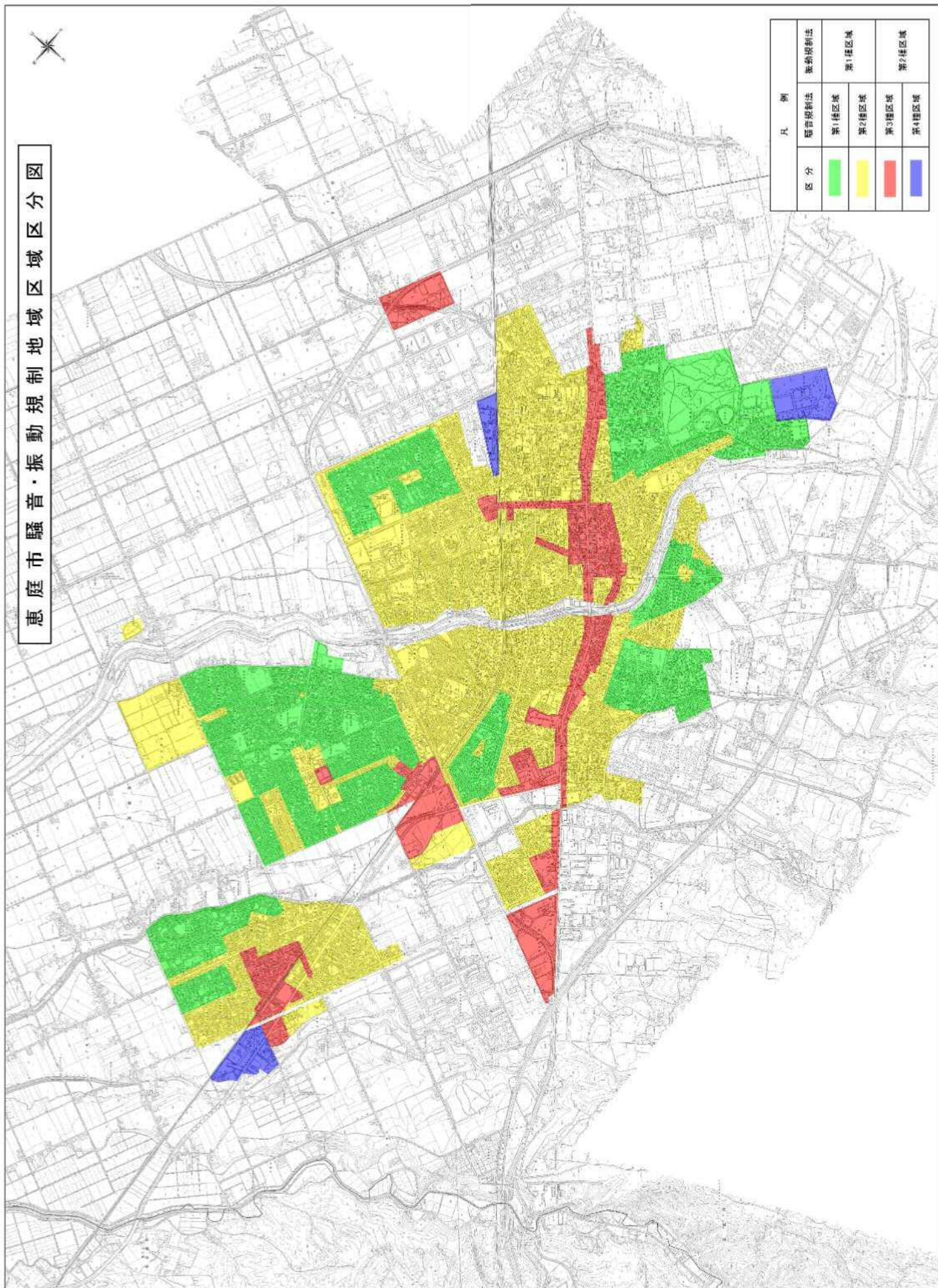
届出先：恵庭市

届出の方法：本マニュアルの37～40ページをご確認ください。

様式：本マニュアルの69～78ページに掲載。

施設名	規模・能力
1 (1) 動物の飼養又は収容の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 飼料施設 (ロ) し尿施設 (2) 肥料の製造の用に供する鶏ふん乾燥施設	化製場等に関する法律第9条第1項の規定により知事が指定する区域にあつては豚(生後6か月未満を除く。以下同じ)10頭以上又は鶏(30日未満のひなを除く。以下同じ)1,000羽以上、指定区域以外の区域にあつては豚50頭以上又は鶏2,000羽以上を飼養又は収容する施設であること。

惠庭市騒音・振動規制地域区域区分図



3.騒音規制法に関する届出

(1)新たに特定施設を設置する場合（騒音規制法第6条第1項）

工事着手の30日前までに、特定施設設置届出書（様式第1、P.46）を恵庭市へ提出してください。

イ．添付書類

- 工場・事業場の特定施設一覧（新設・既設がわかるようにすること）
- 工場・事業場の周辺見取り図
- 特定施設設置個所概要図（赤線で囲む等特定施設の箇所がわかるようにすること）
- 特定施設のカatalog又は構造図
- 騒音防止の方法

ロ．提出部数

2部（正本及び副本）

ハ．その他

- 届出が受理された場合、後日受理書を郵送にて交付します。
- 届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、5万円以下の罰金に処せられることがあります（騒音規制法第30条）。
- 届出が工事着手前30日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ市へ相談の上、届出遅延理由書（様式任意）を添付してください。

(2)既存の施設が新しく特定施設として指定された場合（騒音規制法第7条第1項）

該当施設が特定施設となった日から30日以内に、特定施設使用届出書（様式第2、P.47）を恵庭市へ提出してください。

イ．添付書類

- 工場・事業場の特定施設一覧（新しく追加されたものがわかるようにすること）
- 工場・事業場の周辺見取り図
- 特定施設設置個所概要図（赤線で囲む等特定施設の箇所がわかるようにすること）
- 特定施設のカatalog又は構造図
- 騒音防止の方法

ロ. 提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ. その他

- 届出が受理された場合、後日受理書を郵送にて交付します。
- 届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、3 万円以下の罰金に処せられることがあります（騒音規制法第 31 条）。
- 届出が該当施設の特定施設となった日から 30 日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ市へ相談の上、届出遅延理由書（様式任意）を添付してください。

(3)設置済みの特定施設を変更する場合（騒音規制法第 8 条第 1 項）

特定施設の変更を行った日から 30 日以内に、特定施設の種類ごとの数変更届出書（様式第 3、P.48）を 恵庭市へ提出してください（騒音防止の方法のみの変更の場合は、様式第 4（P.49）を使用してください）。

イ. 添付書類

- 工場・事業場の特定施設一覧（変更箇所がわかるようにすること）
- 特定施設設置個所概要図（新設施設がある場合）
- 特定施設のカatalog又は構造図（新設設備がある場合）
- 騒音防止の方法（変更がある場合）

ロ. 提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ. その他

- 届出が受理された場合、後日受理書を郵送にて交付します。
- 届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、3 万円以下の罰金に処せられることがあります（騒音規制法第 31 条）。
- 届出が特定施設の変更を行った日から 30 日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ市へ相談の上、届出遅延理由書（様式任意）を添付してください。
- 特定施設の数が増加する場合、又は直近の届出の数の 2 倍以内の増加する場合は届出不要の特例がありますが、各事業所の施設適正把握のため、可能な限り届出の提出をお願いします。

(4)事業所の名称、所在地、代表者等に変更があった場合（騒音規制法第 10 条）

事業所の名称、所在地、代表者等に変更があった日から 30 日以内に、氏名等変更届出書（様式第 6、P.50）を恵庭市へ提出してください。

イ．添付書類

添付書類はありません。

ロ．提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ．その他

○届出が受理された場合でも、受理書は交付されません。

○届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、1 万円以下の過料に処せられることがあります（騒音規制法第 33 条）。

○届出が事業所の名称、所在地、代表者等に変更があった日から 30 日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ 恵庭市へご相談ください。

(5)特定施設の全てを廃止する場合（騒音規制法第 10 条）

届出済みの全ての特定施設の使用を廃止した日から 30 日以内に、特定施設使用全廃届出書（様式第 7、P.51）を恵庭市へ提出してください。

※一部の施設の廃止や施設の更新に伴う旧施設の廃止については、(3)の変更届出を提出してください。

イ．添付書類

○工場・事業場の特定施設一覧

ロ．提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ．その他

○届出が受理された場合でも、受理書は交付されません。

○届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、1 万円以下の過料に処せられることがあります（騒音規制法第 33 条）。

○届出が特定施設の使用を廃止した日から 30 日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ

め市へご相談ください。

(6)特定施設を承継する場合（騒音規制法第 11 条）

特定施設を譲り受ける、又は借り受ける、会社の合併・分割等によって届出者の地位を承継する場合は、当該行為のあった日から 30 日以内に承継届出書（様式第 8、P.52）を恵庭市へ提出してください。

※承継届は新しい施設管理者が届け出てください。

イ．添付書類

- 工場・事業場の特定施設一覧
- 特定施設設置個所概要図（施設の設置個所に変更がある場合）
- 騒音防止の方法（施設の設置個所に変更がある場合）

ロ．提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ．その他

- 届出が受理された場合でも、受理書は交付されません。
- 届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、1 万円以下の過料に処せられることがあります（騒音規制法第 33 条）。
- 届出が地位を承継した日から 30 日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ市へご相談ください。

4.振動規制法に関する届出

(1)新たに特定施設を設置する場合（振動規制法第6条第1項）

工事着手の30日前までに、特定施設設置届出書（様式第1、P54）を恵庭市へ提出してください。

イ．添付書類

- 工場・事業場の特定施設一覧（新設・既設がわかるようにすること）
- 工場・事業場の周辺見取り図
- 特定施設設置箇所概要図（赤線で囲む等特定施設の箇所がわかるようにすること）
- 特定施設のカatalog又は構造図
- 振動防止の方法

ロ．提出部数

2部（正本及び副本）

ハ．その他

- 届出が受理された場合、後日受理書を郵送にて交付します。
- 届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、30万円以下の罰金に処せられることがあります（振動規制法第25条）。
- 届出が工事着手前30日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ市へ相談の上、届出遅延理由書（様式任意）を添付してください。

(2)既存の施設が新しく特定施設として指定された場合（振動規制法第7条第1項）

該当施設が特定施設となった日から30日以内に、特定施設使用届出書（様式第2、P.55）を恵庭市へ提出してください。

イ．添付書類

- 工場・事業場の特定施設一覧（新しく追加されたものがわかるようにすること）
- 工場・事業場の周辺見取り図
- 特定施設設置箇所概要図（赤線で囲む等特定施設の箇所がわかるようにすること）
- 特定施設のカatalog又は構造図
- 振動防止の方法

ロ. 提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ. その他

- 届出が受理された場合、後日受理書を郵送にて交付します。
- 届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、10 万円以下の罰金に処せられることがあります（振動規制法第 26 条）。
- 届出が該当施設の特定施設となった日から 30 日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ市へ相談の上、届出遅延理由書（様式任意）を添付してください。

(3)設置済みの特定施設を変更する場合（振動規制法第 8 条第 1 項）

特定施設の変更を行った日から 30 日以内に、特定施設の種類ごとの数変更届出書（様式第 3、P.56）を恵庭市へ提出してください（振動防止の方法のみの変更の場合は、様式第 4（P.57）を使用してください）。

イ. 添付書類

- 工場・事業場の特定施設一覧（変更箇所がわかるようにすること）
- 特定施設設置個所概要図（新設施設がある場合）
- 特定施設のカatalog又は構造図（新設設備がある場合）
- 振動防止の方法（変更がある場合）

ロ. 提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ. その他

- 届出が受理された場合、後日受理書を郵送にて交付します。
- 届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、10 万円以下の罰金に処せられることがあります（振動規制法第 26 条）。
- 届出が特定施設の変更を行った日から 30 日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ市へ相談の上、届出遅延理由書（様式任意）を添付してください。
- 特定施設の種類及び能力ごとの数が増加しない場合又は使用開始時刻の繰り上げ、使用終了時刻の繰り下げを伴わない場合は届出不要の特例がありますが、各事業所の施設適正把握のため、可能な限り届出の提出をお願いします。

(4)事業所の名称、所在地、代表者等に変更があった場合（振動規制法第 10 条）

事業所の名称、所在地、代表者等に変更があった日から 30 日以内に、氏名等変更届出書（様式第 6、P.58）を恵庭市へ提出してください。

イ．添付書類

添付書類はありません。

ロ．提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ．その他

○届出が受理された場合でも、受理書は交付されません。

○届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、3 万円以下の過料に処せられることがあります（振動規制法第 28 条）。

○届出が事業所の名称、所在地、代表者等に変更があった日から 30 日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ市へご相談ください。

(5)特定施設の全てを廃止する場合（振動規制法第 10 条）

届出済みの全ての特定施設の使用を廃止した日から 30 日以内に、特定施設使用全廃届出書（様式第 7、P.59）を恵庭市へ提出してください。

※一部の施設の廃止や施設の更新に伴う旧施設の廃止については、(3)の変更届出を提出してください。

イ．添付書類

○工場・事業場の特定施設一覧

ロ．提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ．その他

○届出が受理された場合でも、受理書は交付されません。

○届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、3 万円以下の過料に処せられることがあります（振動規制法第 28 条）。

○届出が事業所の名称、所在地、代表者等に変更があった日から 30 日を過ぎてしま

った場合は、あらかじめ市へご相談ください。

(6)特定施設を承継する場合（振動規制法第 11 条）

特定施設を譲り受ける、又は借り受ける、会社の合併・分割等によって届出者の地位を承継する場合は、当該行為のあった日から 30 日以内に承継届出書（様式第 8、P.60）を恵庭市へ提出してください。

※承継届は新しい施設管理者が届け出てください。

イ．添付書類

- 工場・事業場の特定施設一覧
- 特定施設設置個所概要図（施設の設置個所に変更がある場合）
- 騒音防止の方法（施設の設置個所に変更がある場合）

ロ．提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ．その他

- 届出が受理された場合でも、受理書は交付されません。
- 届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、3 万円以下の過料に処せられることがあります（振動規制法第 28 条）。
- 届出が地位を承継した日から 30 日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ恵庭市へご相談ください。

5.北海道公害防止条例に関する届出

※北海道公害防止条例に関する届出の中で、恵庭市が提出先となっているのは「騒音発生施設」と「振動発生施設」のみです。その他「ばい煙」、「粉じん」、「汚水等」発生施設については石狩振興局にご提出ください。

(1)新たに特定施設を設置する場合（北海道公害防止条例第 40 条）

工事着手の 30 日前までに、特定施設設置（使用・変更）届出書（※）を恵庭市へ提出してください。

※騒音発生施設は別記 9 号様式（P.62）、振動発生施設は別記 10 号様式（P.63）

イ．添付書類

- 工場・事業場の特定施設一覧（新設・既設がわかるようにすること）
- 工場・事業場の周辺見取り図
- 特定施設設置箇所概要図（赤線で囲む等特定施設の箇所がわかるようにすること）
- 特定施設のカatalog又は構造図
- 騒音又は振動防止の方法

ロ．提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ．その他

- 届出が受理された場合、後日受理書を郵送にて交付します。
- 届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、10 万円以下の罰金に処せられることがあります（北海道公害防止条例第 86 条）。
- 届出が工事着手前 30 日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ市へ相談の上、届出遅延理由書（様式任意）を添付してください。

(2)既存の施設が新しく特定施設として指定された場合（北海道公害防止条例第 41 条）

該当施設が特定施設となった日から 30 日以内に、特定施設設置（使用・変更）届出書（※）を恵庭市へ提出してください。

※騒音発生施設は別記 9 号様式（P.62）、振動発生施設は別記 10 号様式（P.63）

イ．添付書類

- 工場・事業場の特定施設一覧（新しく追加されたものがわかるようにすること）

- 工場・事業場の周辺見取り図
- 特定施設設置箇所概要図（赤線で囲む等特定施設の箇所がわかるようにすること）
- 特定施設のカatalog又は構造図
- 騒音又は振動防止の方法

ロ．提出部数

2部（正本及び副本）

ハ．その他

- 届出が受理された場合、後日受理書を郵送にて交付します。
- 届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、10万円以下の罰金に処せられることがあります（北海道公害防止条例第86条）。
- 届出が該当施設の特定施設となった日から30日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ市へ相談の上、届出遅延理由書（様式任意）を添付してください。

(3)設置済みの特定施設を変更する場合（北海道公害防止条例第42条）

特定施設の変更を行う30日前までに、特定施設設置（使用・変更）届出書（※）を恵庭市へ提出してください。

※騒音発生施設は別記9号様式（P.62）、振動発生施設は別記10号様式（P.63）

イ．添付書類

- 工場・事業場の特定施設一覧（変更箇所がわかるようにすること）
- 特定施設設置箇所概要図（新設施設がある場合）
- 特定施設のカatalog又は構造図（新設設備がある場合）
- 騒音又は振動防止の方法（変更がある場合）

ロ．提出部数

2部（正本及び副本）

ハ．その他

- 届出が受理された場合、後日受理書を郵送にて交付します。
- 届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、10万円以下の罰金に処せられることがあります（北海道公害防止条例第86条）。
- 届出が特定施設の変更を行う30日前を過ぎてしまった場合は、あらかじめ市へ相談の上、届出遅延理由書（様式任意）を添付してください。

○北海道公害防止条例施行規則第 19 条に該当する場合、届出は不要となりますが、各事業所の施設適正把握のため、可能な限り届出の提出をお願いします。

(4)事業所の名称、所在地、代表者等に変更があった場合（北海道公害防止条例第 45 条）

事業所の名称、所在地、代表者等に変更があった日から 30 日以内に、氏名等変更届出書（別記第 6 号様式、P.64）を恵庭市へ提出してください。

イ．添付書類

添付書類はありません。

ロ．提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ．その他

○届出が受理された場合でも、受理書は交付されません。

○届出が事業所の名称、所在地、代表者等に変更があった日から 30 日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ市へご相談ください。

(5)特定施設の全てを廃止する場合（北海道公害防止条例第 45 条）

届出済みの全ての特定施設の使用を廃止した日から 30 日以内に、ばい煙等発生施設使用廃止届（別記第 7 号様式、P.65）を恵庭市へ提出してください。

※一部の施設の廃止や施設の更新に伴う旧施設の廃止については、(3)の変更届出を提出してください。

イ．添付書類

○工場・事業場の特定施設一覧

ロ．提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ．その他

○届出が受理された場合でも、受理書は交付されません。

○届出が施設の廃止があった日から 30 日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ市へご相談ください。

(6)特定施設を承継する場合（北海道公害防止条例第 46 条）

特定施設を譲り受ける、又は借り受ける、会社の合併・分割等によって届出者の地位を承継する場合は、当該行為のあった日から 30 日以内に承継届出書（別記第 8 号様式、P.66）を恵庭市へ提出してください。

※承継届は新しい施設管理者が届け出てください。

イ．添付書類

- 工場・事業場の特定施設一覧
- 特定施設設置個所概要図（施設の設置個所に変更がある場合）
- 騒音又は振動防止の方法（施設の設置個所に変更がある場合）

ロ．提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ．その他

- 届出が受理された場合でも、受理書は交付されません。
- 届出が地位を承継した日から 30 日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ市へご相談ください。

6. 恵庭市公害防止条例に関する届出

(1) 新たに特定施設を設置する場合（恵庭市公害防止条例第 20 条）

工事着手の 30 日前までに、特定施設設置（使用・変更）届出書（別記第 1 号様式、P.68）を恵庭市へ提出してください。

イ. 添付書類

- 工場・事業場の特定施設一覧（新設・既設がわかるようにすること）
- 施設の種類に応じた別紙 1～5（P.69～74）
- 工場・事業場の周辺見取り図
- 特定施設設置個所概要図（赤線で囲む等特定施設の箇所がわかるようにすること）
- 特定施設のカatalog又は構造図

ロ. 提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ. その他

- 届出が受理された場合、後日受理書を郵送にて交付します。
- 届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、20 万円以下の罰金に処せられることがあります（恵庭市公害防止条例第 55 条）。
- 届出が工事着手前 30 日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ恵庭市へ相談の上、届出遅延理由書（様式任意）を添付してください。

(2) 既存の施設が新しく特定施設として指定された場合（恵庭市公害防止条例第 21 条）

該当施設が特定施設となった日から 30 日以内に、特定施設設置（使用・変更）届出書（別記第 1 号様式、P.68）を恵庭市へ提出してください。

イ. 添付書類

- 工場・事業場の特定施設一覧（新しく追加されたものがわかるようにすること）
- 施設の種類に応じた別紙 1～5（P.69～74）
- 工場・事業場の周辺見取り図
- 特定施設設置個所概要図（赤線で囲む等特定施設の箇所がわかるようにすること）
- 特定施設のカatalog又は構造図

ロ. 提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ. その他

- 届出が受理された場合、後日受理書を郵送にて交付します。
- 届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、10 万円以下の罰金に処せられることがあります（恵庭市公害防止条例第 56 条）。
- 届出が該当施設の特定施設となった日から 30 日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ恵庭市へ相談の上、届出遅延理由書（様式任意）を添付してください。

(3)設置済みの特定施設を変更する場合（恵庭市公害防止条例第 42 条）

特定施設の変更を行う 30 日前までに、特定施設設置（使用・変更）届出書（別記第 1 号様式、P.68）を恵庭市へ提出してください。

イ. 添付書類

- 工場・事業場の特定施設一覧（変更箇所がわかるようにすること）
- 施設の種類に応じた別紙 1～5（P.69～74）
- 特定施設設置箇所概要図（新設施設がある場合）
- 特定施設のカatalog又は構造図（新設設備がある場合）

ロ. 提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ. その他

- 届出が受理された場合、後日受理書を郵送にて交付します。
- 届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、20 万円以下の罰金に処せられることがあります（恵庭市公害防止条例第 55 条）。
- 届出が特定施設の変更を行う 30 日前を過ぎてしまった場合は、あらかじめ市へ相談の上、届出遅延理由書（様式任意）を添付してください。

(4)事業所の名称、所在地、代表者等に変更があった場合（恵庭市公害防止条例第 26

条）

事業所の名称、所在地、代表者等に変更があった日から 30 日以内に、氏名等変更届出書（別記第 3 号様式、P.75）を恵庭市へ提出してください。

イ．添付書類

添付書類はありません。

ロ．提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ．その他

○届出が受理された場合でも、受理書は交付されません。

○届出が事業所の名称、所在地、代表者等に変更があった日から 30 日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ市へご相談ください。

(5)特定施設の全てを廃止する場合（恵庭市公害防止条例第 26 条）

届出済みの全ての特定施設の使用を廃止した日から 30 日以内に、特定施設使用廃止届出書（別記第 4 号様式、P.76）を恵庭市へ提出してください。

※一部の施設の廃止や施設の更新に伴う旧施設の廃止については、(3)の変更届出を提出してください。

イ．添付書類

○工場・事業場の特定施設一覧

ロ．提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ．その他

○届出が受理された場合でも、受理書は交付されません。

○届出が施設の廃止があった日から 30 日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ市へご相談ください。

(6)特定施設を承継する場合（恵庭市公害防止条例第 27 条）

特定施設を譲り受ける、又は借り受ける、会社の合併・分割等によって届出者の地位を承継する場合は、当該行為のあった日から 30 日以内に特定施設承継届出書（別記第 5 号様式、P.77）を恵庭市へ提出してください。

※承継届は新しい施設管理者が届け出てください。

イ．添付書類

- 工場・事業場の特定施設一覧
- 特定施設設置個所概要図（施設の設置個所に変更がある場合）
- 施設の種類に応じた別紙 1～5（施設の設置個所に変更がある場合）

ロ．提出部数

2 部（正本及び副本）

ハ．その他

- 届出が受理された場合でも、受理書は交付されません。
- 届出が地位を承継した日から 30 日を過ぎてしまった場合は、あらかじめ市へご相談ください。

6. 様式集

(1) 共通様式

○本項の様式は法令に定められたものではありませんが、各事業所の施設設置状況及び届出状況の適正把握のため、作成したものです。

○各事業所においてこれらの様式を本手引きとともに保管していただき、記載事項に変更があった場合には、各様式に反映いただくとともに、遺漏なく届出くださいますようお願いいたします。

○「イ. 事業所別施設一覧」につきましては、各届出の添付書類に「○工場・事業場の特定施設一覧」と記載がある場合に、届出書に添付して提出くださいますようお願いいたします。

特定施設届出履歴

届出年月日	届出事項			届出者			
	法令	種別	内容	事業者名	事業者所在地	代表者役職	代表者氏名
記入例	騒音規制法	設置届出	送風機3台の設置	株式会社〇〇	恵庭市〇〇町〇丁目〇-〇	代表取締役社長	〇〇 〇〇

事業所別施設一覧

届出者	名称											
	住所											
	代表者	役職										
		氏名										
施設設置場所	名称											
	住所											

届出施設一覧

14

施設No.	対象法令							施設種類		台数	メーカー	型式	施設仕様 (定格出力・燃焼能力等)	設置年月日	備考
	大	ダ	水	騒	振	道	市								

大・・・大気汚染防止法
ダ・・・ダイオキシン類対策特別措置法
水・・・水質汚濁防止法
騒・・・騒音規制法

振・・・振動規制法
道・・・北海道公害防止条例
市・・・恵庭市公害防止条例

届出者	名称		株式会社〇〇									
	住所		恵庭市〇〇町〇丁目〇-〇									
	代表者	役職	代表取締役社長									
		氏名	〇〇 〇〇									
施設設置場所	名称		株式会社〇〇 恵庭工場									
	住所		恵庭市〇〇〇町〇丁目〇-〇									

届出施設一覧

施設 No.	対象法令							施設種類		台数	メーカー	型式	施設仕様 (定格出力・燃焼能力等)	設置年月日	備考
	大	ダ	水	騒	振	道	市								
1	〇							ばい煙	ボイラー	1	三菱重工	MTP2502AH	16.2㎡、34.2L/h	H〇〇.〇.〇	機械室No.1ボイラー
2							〇	騒音	送風機	3			7.5kW	H〇〇.〇.〇	新設 工場空調用ファン
3							〇	ばい煙	ボイラー	1	三菱重工	MHU1509AD	9.6㎡、20.5L/h	H〇〇.〇.〇	機械室No.2ボイラー

大…大気汚染防止法
ダ…ダイオキシン類対策特別措置法
水…水質汚濁防止法
騒…騒音規制法

振…振動規制法
道…北海道公害防止条例
市…恵庭市公害防止条例

(2) 騒音規制法に関する様式

様式第1

特 定 施 設 設 置 届 出 書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容		※ 施 設 番 号	
常時使用する従業員数		※ 審 査 結 果	
△ 騒音の防止の方法	別紙のとおり。	※ 備 考	
特 定 施 設 の 種 類	型式	公称能力	数

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※ 印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

様式第2

特 定 施 設 使 用 届 出 書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

騒音規制法第7条第1項の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号			
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日		
工場又は事業場の事業内容		※ 施 設 番 号			
常時使用する従業員数		※ 審 査 結 果			
△ 騒音の防止の方法	別紙のとおり。	※ 備 考			
特 定 施 設 の 種 類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

様式第3

特定施設の種類ごとの数変更届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号						
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日		年 月 日				
		※ 施 設 番 号						
		※ 審 査 結 果						
		※ 備 考						
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であつても、法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

様式第4

騒音の防止の方法変更届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

騒音規制法第8条第1項の規定により、騒音の防止の方法の変更について、次のとおり
届け出ます。

工場又は事業場の名称			※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地			※ 受 理 年 月 日	年 月 日
△ 騒音の防止の方法	変 更 前	変 更 後	※ 施 設 番 号	
	別紙のとおり。		※ 審 査 結 果	
			※ 備 考	

- 備考 1 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 4 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

様式第6

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

市町村長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前		※ 整 理 番 号	
	変 更 後		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日	年 月 日		※ 施 設 番 号	
変 更 の 理 由			※ 備 考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

様式第7

特 定 施 設 使 用 全 廃 届 出 書

年 月 日

市町村長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

特定施設のすべての使用を廃止したので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
使用全廃の年月日	年 月 日	※ 施 設 番 号	
使 用 全 廃 の 理 由		※ 備 考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

様式第8

承 継 届 出 書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を継承したので、騒音規制法第11条第3項の規定により、次のとおり届けます。

工場又は事業場の名称			※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地			※ 受 理 年 月 日	年 月 日
承 継 の 年 月 日		年 月 日	※ 施 設 番 号	
被 承 継 者	氏 名 又 は 名 称		※ 備 考	
	住 所			
承 継 の 原 因				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

(3) 振動規制法に関する様式

様式第1(第4条関係)

特 定 施 設 設 置 届 出 書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

振動規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※ 整 理 番 号		
工場又は事業場の所在地			※ 受 理 年 月 日	年 月 日	
工場又は事業場の事業内容			※ 施 設 番 号		
常時使用する従業員数			※ 審 査 結 果		
振動の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備 考		
特 定 施 設 の 種 類	型 式	公 能 称 力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、吊^{つり}基礎、直接支持基礎(板ばね、コイルばね等を使用するもの)、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

様式第2(第5条関係)

特 定 施 設 使 用 届 出 書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

振動規制法第7条第1項の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※ 整 理 番 号		
工場又は事業場の所在地			※ 受 理 年 月 日	年 月 日	
工場又は事業場の事業内容			※ 施 設 番 号		
常時使用する従業員数			※ 審 査 結 果		
振動の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備 考		
特 定 施 設 の 種 類	型 式	公 能 称 力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、吊^{つり}基礎、直接支持基礎(板ばね、コイルばね等を使用するもの)、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

様式第3(第6条関係)

特定施設の種別及び能力ごとの数
特 定 施 設 の 使 用 の 方 法

変更届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名

振動規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種別及び能力ごとの数の変更について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号						
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日		年 月 日				
		※ 施 設 番 号						
		※ 審 査 結 果						
		※ 備 考						
特定施設の種別	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前(時・分)	変更後(時・分)	変更前(時・分)	変更後(時・分)

- 備考 1 特定施設の種別及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法に変更がある場合であっても、振動規制法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種別については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人に於てはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人に於てはその代表者)が署名することができる。

様式第4(第6条関係)

振動の防止の方法変更届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

振動規制法第8条第1項の規定により、振動の防止の方法の変更について、次のとおり
届け出ます。

工場又は事業場の名称			※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地			※ 受 理 年 月 日	年 月 日
振動の防止の方法	変 更 前	変 更 後	※ 施 設 番 号	
	別紙のとおり。		※ 審 査 結 果	
			※ 備 考	

- 備考 1 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 4 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

様式第6(第8条関係)

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

市町村長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、振動規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前		※ 整 理 番 号	
	変 更 後		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日	年 月 日	※ 施 設 番 号		
変 更 の 理 由		※ 備 考		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

様式第7(第8条関係)

特定施設使用全廃届出書

年 月 日

市町村長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

特定施設のすべての使用を廃止したので、振動規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
使用全廃の年月日	年 月 日	※ 施 設 番 号	
使 用 全 廃 の 理 由		※ 備 考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

様式第8(第9条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、振動規制法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地			※ 受 理 年 月 日	年 月 日
承 継 の 年 月 日		年 月 日	※ 施 設 番 号	
被 承 継 者	氏 名 又 は 名 称		※ 備 考	
	住 所			
承 継 の 原 因				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

(4) 北海道公害防止条例に 関する様式

騒音発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

市 町 村 長 様

届出者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

北海道公害防止条例第40条（第41条、第42条）の規定により、騒音発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整 理 番 号		
工場又は事業場の所在地			※受 理 年 月 日		
資本金額又は出資金額			※施 設 番 号		
就 業 者 数	人		※審 査 結 果		
業 種			騒音の防止の方法		別紙のとおり
操 業 期 間			※備 考		
作 業 時 間					
敷 地 面 積 （ 建 築 面 積 ）	m ² (m ²)				
騒音発生施設の 種類	型 式	公 称 能 力	数	使用開始時刻 （ 時 分 ）	使用終了時刻 （ 時 分 ）
添付書類 1 工場又は事業場及びその付近の見取図（距離を示すこと。）					
2 騒音発生施設及び騒音を防止するための施設の設置場所を示す図面					

- 備考
- 1 騒音発生施設の種類の欄には、北海道公害防止条例施行規則別表第4に掲げる該当の番号及び名称を記載すること。
 - 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、できる限り図面、表等を利用すること。
 - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 - 6 氏名（名称及び代表者氏名）欄に署名した場合、押印を省略できます。

振動発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

市 町 村 長 様

届出者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

北海道公害防止条例第40条（第41条、第42条）の規定により、振動発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整 理 番 号		
工場又は事業場の所在地			※受 理 年 月 日		
資本金額又は出資金額			※施 設 番 号		
就 業 者 数	人		※審 査 結 果		
業 種			振動の防止の方法		別紙のとおり
操 業 期 間			※備 考		
作 業 時 間					
敷 地 面 積 （ 建 築 面 積 ）	(m^2)				
振動発生施設の 種類	型 式	公 称 能 力	数	使用開始時刻 （ 時 分 ）	使用終了時刻 （ 時 分 ）
添付書類 1 工場又は事業場及びその付近の見取図（距離を示すこと。）					
2 振動発生施設及び振動を防止するための施設の設置場所を示す図面					

- 備考
- 1 振動発生施設の種類の欄には、北海道公害防止条例施行規則別表第5に掲げる該当の番号及び名称を記載すること。
 - 2 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、できる限り図面、表等を利用すること。
 - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 - 6 氏名（名称及び代表者氏名）欄に署名した場合、押印を省略できます。

別記第6号様式（第16条関係）

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

北 海 道 知 事 様

届出者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、北海道公害防止条例第30号（第45条）の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前		※整 理 番 号	
	変 更 後		※受 理 年 月 日	
			※施 設 番 号	
変 更 年 月 日		年 月 日	※備 考	
変 更 の 理 由				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第 7 号様式（第16条関係）

ばい煙等発生施設使用廃止届出書

年 月 日

北 海 道 知 事 様

届出者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

ばい煙等発生施設の使用を廃止したので、北海道公害防止条例第30条（第45条）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名称		※整 理 番 号	
工場又は事業場の 所在地		※受 理 年 月 日	
ばい煙等発生施設 の種類		※施 設 番 号	
ばい煙等発生施設 の設置場所		※備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記第 8 号様式（第17条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

北 海 道 知 事 様

届出者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

第 ばい煙等発生施設等に係る届出者の地位を承継したので、北海道公害防止条例第31条
3 項（第46条）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名称			※整 理 番 号	
工場又は事業場の 所在地			※受 理 年 月 日	
ばい煙等発生施設 の種類			※施 設 番 号	
ばい煙等発生施設 の設置場所			※備 考	
承 継 の 年 月 日		年 月 日		
被 承 継 者	氏名又は名称			
	住 所			
承 継 の 原 因				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
3 氏名（名称及び代表者氏名）欄に署名した場合、押印を省略できます。

(5) 恵庭市公害防止条例に 関する様式

別記第 1 号様式(規則第 4 条)

特定施設設置(使用・変更)届出書

年 月 日

恵庭市長 様

住所(所在地)
届出者
氏名(名称及び代表者名)

電話番号

恵庭市公害防止条例第 20 条(第 21 条、第 22 条)の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
資本金額又は出資金額	千円	※整理番号	
就業者数	人	※受理年月日	年 月 日
業種		※審査結果	
敷地面積(建築面積)	m ² (m ²)	※工場又は事業場の番号	
用途地域		主要製品名	
操業期間	通年 月から 月まで	作業時間	時 分から 時 分まで
特定施設の種別	ばい煙発生施設、粉じん発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、悪臭発生施設		

- 備考 1 特定施設の種類の欄は、該当するいずれかに○印をすること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 特定施設の種類の欄がばい煙発生施設であるときは別紙 1、粉じん発生施設であるときは別紙 2、汚水等排出施設であるときは別紙 3 及び別紙 3 の 2、騒音発生施設であるときは別紙 4、又は悪臭発生施設であるときは別紙 5 を添付すること。
- 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

ばい煙発生施設の構造及び使用方法、ばい煙の処理方法

工場又は事業場における施設番号					
ばい煙発生施設		名 称			
		型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日		年 月 日	
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日	
規 模	伝 熱 面 積 (m ²)				
	燃 料 の 燃 焼 能 力 (重油換算 l/h)				
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)				
	焼 却 能 力 (kg/h)				
使 用 状 況	1 日の使用時間及び使用回数等		時～ 時、回/日、日/月		時～ 時、回/日、日/月
	季 節 変 動				
使 用 燃 料	種 類				
	燃 料 中 の 成 分 割 合 (%)		灰分	いおう分	灰分 いおう分
	発 熱 量 (kcal/kg)				
	通 常 の 使 用 量 (l/h)				
	混 燃 割 合				
排 出 ガ ス 温 度 (℃)					
排 出 ガ ス 量 (Nm ³ /h)		最大	通常	最大	通常
い お う 酸 化 物 量 (Nm ³ /h)		最大	通常	最大	通常
ば い じ ん 量 (g/Nm ³)		最大	通常	最大	通常
参 考 事 項	比 重				
	空 気 比				
ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号					
ばい煙処理施設の種類、名称及び形式					
最大時における処理能力	硫黄酸化物量 (Nm ³ /h)	処理前			
		処理後			
	ばいじん量 (g/Nm ³)	処理前			
		処理後			
排出口の実高さ H ₀ × 口径 (m)		×		×	
補正された排出口の高さ H _e (m)					
排 出 速 度 (m/s)					

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 工場又は事業場附近の見取図、ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所を示す図面を添付すること。

3 ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の構造の概略図を添付すること。

別紙2

粉じん発生施設の構造及び使用方法、管理及び処理方法

工場又は事業場における施設番号			
粉じん発生施設	名 称		
	型 式		
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	面 積 (㎡)		
	原 動 機 の 定 格 出 力 (KW)		
	堆 積 及 び 処 理 能 力 (t/日)		
使 用 状 況	1 日の使用時間及び使用回数等	時～ 時、 回/日、 日/月	時～ 時、 回/日、 日/月
	季 節 変 動		
	原 材 料 の 種 類		
	原 材 料 の 処 理 量 (t/月)		
管 理 ・ 処 理 の 方 法	集 じん 機	集 じん 機 の 種 類 ・ 型 式	
		集 じん 機 効 率 (%)	
		送 風 機 の 原 動 機 出 力 (KW)	
	散 水	装 置 の 種 類 ・ 型 式	
		装 置 の 能 力 (m ³ /h)	
	防 じん カ バ ー の 設 置 状 況		
	薬 液 散 布 の 方 法		
	締 固 め 方 法		
	そ の 他 の 方 法		

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 工場又は事業場附近の見取図、粉じん発生施設及び粉じんを処理又は飛散を防止するための施設の設置場所を示す図面を添付すること。

3 粉じんの発生及び粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類を添付すること。

別紙 3

汚水等排出施設の構造及び使用方法

工場又は事業場における施設番号												
汚水等 排出施設	種類又は名称											
	型式及び台数											
	構造											
	主要寸法											
	能力											
設置年月日			年 月 日					年 月 日				
着手予定年月日			年 月 日					年 月 日				
使用開始予定年月日			年 月 日					年 月 日				
使用 状況	1日の使用時間及び使用回数等		時～ 時、回／日、日／月					時～ 時、回／日、日／月				
	季節変動											
作業工 程で使 用する 原材料	種類											
	使用方法											
	1日当たりの平均使用量											
汚水等排出 施設から排 出される汚 水の状況	排水量	m ³ /回										
		m ³ /日										
	排水の水質	項目	pH	BOD (COD)	SS	油分	その他	pH	BOD (COD)	SS	油分	その他
		水質										
参考事項												

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 能力の欄には、その施設の1時間当たり又は1日当たりの原料の処理能力を表示しやすい単位で記入すること。
- 3 排水の水質のBOD(COD)の欄は、河川に放流する場合はBOD値、湖沼に放流する場合はCOD値とすること。
- 4 排水の水質のその他の欄は、排水基準に掲げられている項目で、当該排水に含まれているものがあれば記載することとし、記載しきれない場合は別紙を使用してもかまわない。
- (注)pH：水素イオン濃度、BOD：生物化学的酸素要求量、COD：化学的酸素要求量、SS：浮遊物質質量

汚 水 等 処 理 の 方 法

汚 水 等 を 処 理 す る 施 設	施 設 番 号												
	種 類 及 び 型 式												
	構 造												
	主 要 寸 法												
	処 理 能 力												
	処 理 方 式												
使 用 状 況	1 日の使用時間及び使用回数等			時～ 時、 回／日、 日／月					時～ 時、 回／日、 日／月				
	季 節 変 動												
処理反 応時に 使用さ れる消 耗資材	種 類												
	用 途												
	1 日当たりの平均使用量												
汚 水 等 の 状 況	排 水 量	最 大	処理前	m ³ ／日					m ³ ／日				
			処理後	m ³ ／日					m ³ ／日				
		平 均	処理前	m ³ ／日					m ³ ／日				
			処理後	m ³ ／日					m ³ ／日				
	排 水 の 水 質		項 目	pH	BOD (COD)	SS	油分	その他	pH	BOD (COD)	SS	油分	その他
			処 理 前										
			処 理 後										
	排水口における 排水の量及び 水質の状態	排 水 量		m ³ ／日					m ³ ／日				
		項 目		pH	BOD (COD)	SS	油分	その他	pH	BOD (COD)	SS	油分	その他
最 大													
平 均													
汚水等の処理によ って生ずる残さ	種 類												
	月 間 生 成 量												
	処 理 の 方 法												
参 考 事 項													

- 備考 1 排水の水質の BOD (COD) の欄は、河川に放流する場合は BOD 値、湖沼に放流する場合は COD 値とすること。
- 2 排水の水質のその他の欄は、排水基準に掲げられている項目で、当該排水に含まれているものがあれば記載することとし、記載しきれない場合は別紙を使用してもかまわない。
- 3 工場又は事業場附近の見取図、汚水等排出施設の設置場所を示す図面、用水及び排水の系統図並びに汚水等の処理に係る操業の系統図を添付すること。

別紙 4

騒音発生施設の構造及び使用方法、防止の方法

騒音発生施設の種類	型	式	公称能力	数	使用時間				
					時 ～ 時				
					時 ～ 時				
					時 ～ 時				
設置年月日			年月日						
着手予定年月日			年月日						
使用開始予定年月日			年月日						
建物の構造		壁	屋根	窓	とびら	床	柱	はり	
	材質								
	厚さ	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	
塀の構造	材質	長さ		高さ		厚さ			
		m		m		cm			
作業工程									
騒音防止の方法									
周辺の状況									
参考事項									

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 工場又は事業場附近の見取図、騒音発生施設及び騒音を防止するための施設の設置場所を示す図面を添付すること。
- 3 騒音防止の方法の欄には、消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音塀の設置等講じている措置を記載するとともに、できる限り図面又は表等を利用し概要を明らかにすること。

悪臭発生施設の構造及び使用方法、防止の方法

悪臭発生施設の種類					
動物の種類 及び飼養数	種類				
	頭羽数				
予測される悪臭物質					
設置年月日		年 月 日			
着手予定年月日		年 月 日			
使用開始予定年月日		年 月 日			
建物の構造等					
原材料の種類 及び使用量	種類				
	使用量				
ふん尿の量及び 処理の方法					
悪臭防止の方法					
周辺の状況					
参考事項					

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 参考事項の欄には、化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)による指定区域について記載すること。
- 3 工場又は事業場附近の見取図、悪臭発生施設及び悪臭を防止するための施設の設置場所を示す図面を添付すること。
- 4 悪臭の発生及び悪臭の防止、処理に係る操業の系統の概要を説明する図面又は表等を添付すること。

別記第3号様式(規則第6条)

氏 名 変 更 等 届 出 書

年 月 日

恵 庭 市 長 様

住所(所在地)

届出者

氏名(名称及び代表者名)

電話番号

氏名(名称、住所、所在地)に変更がありましたので、恵庭市公害防止条例第26条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前		※整 理 番 号	
	変 更 後		※受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日	年 月 日		※工 場 又 は 事業場の番号	
変 更 の 理 由			※備 考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 届出書の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記第 4 号様式(規則第 6 条)

特 定 施 設 使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

恵 庭 市 長 様

住所(所在地)

届出者

氏名(名称及び代表者名)

電話番号

特定施設の使用を廃止したので、恵庭市公害防止条例第 26 条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
特定施設の種類		※ 工 場 又 は 事業場の番号	
特 定 施 設 の 施設番号		※ 備 考	
特 定 施 設 の 設置場所			
使用廃止年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 届出書の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記第5号様式(規則第7条)

特 定 施 設 承 継 届 出 書

年 月 日

恵 庭 市 長 様

住所(所在地)

届出者

氏名(名称及び代表者名)

電話番号

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、恵庭市公害防止条例第27条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地			※受 理 年 月 日	年 月 日
特定施設の種類			※工 場 又 は 事業場の番号	
特 定 施 設 の 施設番号			※備 考	
特 定 施 設 の 設置場所				
承 継 年 月 日		年 月 日		
被 承 継 者	氏 名 又 は 名 称			
	住 所			
承 継 の 原 因		1 譲渡、 2 借受け、 3 相続、 4 合併、 5 その他()		

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 届出書の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。